

原動機付自転車の改造登録について～虚偽の申告は罰せられます～

(1) 排気量の改造変更について

原動機付自転車（125cc以下）を改造して排気量変更、又は別の車種のエンジンを載せ替える場合、原動機付自転車改造申請書（排気量変更）を提出してください。添付書類は部品等の購入代、作業費の領収証の写しなど。

- ◇エンジンを載せ替えた場合→載せ替え前と後のエンジン番号を記入
- ◇ポーリングをした場合→排気量の計算式を正確に記入
- ◇改造キットを付けた場合→キットの名称を記入

(2) ミニカー輪距の改造変更について

3輪スクーターの軸距を広げてミニカーへ改造する場合は、原動機付自転車改造申請書（輪距変更）を提出してください。添付書類は、輪距の寸法がわかるようにスケール等をあてた状態で撮影した写真など。

(3) 原動機付自転車改造申請書について

原動機付自転車（125cc以下）等を改造し、標識の交付を受けるときに必要な書類は次のとおりです。原動機付自転車改造申請書は税務課窓口にあります。

■登録済みの車両を改造する場合

- (1) 軽自動車税廃車申告書
- (2) 登録者の印鑑
- (3) 登録済みのナンバープレート
- (4) 原動機付自転車改造申請書（排気量変更・輪距変更）
- (5) 軽自動車税申告書

■廃車済みの車両を改造する場合

- (1) 原動機付自転車改造申請者（排気量変更・輪距変更）
- (2) 軽自動車税申告書
- (3) 登録者の印鑑
- (4) 廃車証明書
- (5) 譲渡証明書